事業概略書

事	業	名	補装具費支給制度への借受け導入に係る制度のあり方に関する研究
事	業目	的	補装具費支給制度の取扱については、平成27年12月、社会保障審議会障害者部会において取り纏められた報告書を受け、平成30年4月の制度改正に向けて、現行の購入並びに修理に加え、借受けに係る費用を支給対象とする旨の改正法が成立した。 補装具貸与に係る調査研究については、昨年度「補装具貸与費支給モデル事業」を行い、制度化に向けた具体的な課題の抽出とその論点整理及び、今後の方向性について一定取り纏めた。 本事業では、具体的な制度設計に必要とされる「①借受けに係る基準額のあり方」及び、「②借受けが適当とされる場合の要件」、さらには「③児童における現状の課題把握と借受けのあり方」等について調査研究を行うこととし、新たに設けられる補装具の借受けに係る施策が、全国各地において効果的に活用されるよう、その制度設計に役立てることを目的とした。
事	業の概	要	 検討委員会の設置 本事業の枠組み及び対象者に関する検討 借受けが適当とされる場合の要件設定に関する検討 上記2及び、昨年度のモデル事業の結果等を踏まえ、借受けが適当とされる場合の要件のあり方について検討した。 具体的には、検討委員をはじめ、地域の有識者及び更生相談所、更生療育センター等に対するヒアリング調査を行い、貸与効果を発揮するための判断基準を取り纏めた。 基準額のあり方に関する検討 上記3の結果を踏まえて、介護保険における貸与価格設定の基本的考え方を参考等にし、補装具制度における借受けに係る基準額の設定のあり方について検討し一定の考え方を整理した。 児童における現状の課題把握と借受けのあり方に関する検討全国全ての市(区)町村を対象に現行制度における児童に対する補装具費支給制度に係る課題と対応案を調査しその結果を取り纏めた。 調査研究報告書の作成
事業実施結果 及び効果			平成30年4月より、現行の障害者総合支援法において、補装具の借受け制度が導入されるところであるが、今後、国の補装具評価検討会にてより具体的な制度設計にあたっての議論が進められる中において、本事業の成果が、多様化・複雑化する障害者のニーズに的確に対応した制度となり、かつ全国各地において、適切かつ健全な制度運用がなされるための基礎的な資料に資するものである。

郵便番号:162-0823

事 業 主 体

所 在 地:東京都新宿区神楽河岸1-1セントラルプラザ4階

法 人 名:公益財団法人テクノエイド協会

電話番号/E-MAIL: 03-3266-6883/tanida@techno-aids.or.jp